

平成 25 年（ワ）第 252 号、平成 26 年（ワ）第 101 号、

平成 27 年（ワ）第 34 号、平成 29 年（ワ）第 85 号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 菅野清一 外 377 名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

2018（平成30）年10月3日

福島地方裁判所いわき支部 民事部合議1係 御中

準備書面（364）

（大森正之教授の意見書について）

原告ら訴訟代理人 弁護士 小 野 寺 利 孝



代

同 弁護士 広 田 次 男



代

同 弁護士 鈴 木 堯 博



代

同 弁護士 米 倉 勉



代

同 弁護士 鳥 海 準



代

同 弁護士 若 生 直 樹



代

同 弁護士 高 橋 右 京



外

第1 はじめに

1 本準備書面の目的

本準備書面は、環境経済学を専門とする明治大学政治経済学部教授・大森正之氏（以下「大森教授」という。）作成の平成30年9月19日付『「ふるさと剥奪慰謝料」の基礎にある『ふるさと剥奪損害』の範囲と推計に関する意見書』（甲A第632号証。以下、本準備書面では「本意見書」という。）が、本訴訟において持つ意味について述べるものである。

本意見書の本文は、大きく分けて、「ふるさと剥奪損害」の概要、「ふるさと剥奪損害」の推計、「ふるさと剥奪慰謝料」の推計、という3つのパートから構成されている。そこで、本準備書面では、まず、第2において、本意見書の目的と、本訴訟における原告らの主張との関係で本意見書が持つ意義を述べた上で、第3ないし第5において、概ね本意見書の構成に沿って、大森教授による論述を整理し、その意義を確認する。最後に、第6において、主要な関連論考を紹介し、他の専門家によっても本意見書の論証の枠組みが支持されていることを述べる。

2 「ふるさと剥奪損害」「ふるさと剥奪慰謝料」の位置づけ

大森教授は、本意見書において、「ふるさと剥奪損害」「ふるさと剥奪慰謝料」という概念を設定している。これらは、本訴訟においてこれまで原告らが主張してきた「故郷喪失損害」ないし「故郷喪失慰謝料」と、基本的には同義である。ただし、大森教授は、環境経済学の第一人者である、寺西俊一・一橋大学名誉教授（以下、「寺西教授」という。）の示唆を受け、これまでの「喪失」概念では、原発事故により、被害者が、事前の合意なく、長年住み慣れた生活の場を突如として剥奪され、これまで帰属していた地域コミュニティが断裂ないし壊滅に近い状況に陥り、実質的な補償と生活保障をことごとく度外視して避難を強いられているという現実の過酷さをくみ取れないと

の考えから、「剥奪」概念が要請されると指摘する（本意見書3～4頁）。そのため、本意見書でも、「ふるさと剥奪損害」「ふるさと剥奪慰謝料」（両者の違いについては、後述する）という用語が用いられている。

もっとも、原告らがこれまで主張してきた「故郷喪失損害」ないし「故郷喪失慰謝料」も、まさに「合意のない強制性」をその内実として含むことを前提としており、その実質的な意義は、寺西教授や大森教授が設定する「剥奪」概念と変わらないものであるといえる。

第2 本意見書の目的・意義

原告らは、これまで、「故郷喪失損害（故郷喪失慰謝料）」の内容について、これが精神的苦痛（いわゆる純粹慰謝料）にとどまらず、「地域生活利益が失われたことによる財産的損害」を含むことを強調してきた。

すなわち、本件事故がもたらした結果は、「地域生活利益」の喪失ないし剥奪である。これは、除本理史・大阪市立大学教授（以下、「除本教授」という。）によれば、地域における生活と生産の諸条件をなす一切が丸ごと奪われたことであり、農地や家屋などの私的資産、各種インフラなどの基盤的条件、経済的・社会的諸関係、環境や自然資源など、「自然環境、経済、文化（社会・政治）」の一切が失われたことを意味する（甲A第267号証）。

人間は、こうした地域における生活と生産の諸条件を基礎として社会関係を取り結び、日常生活を送っている。そのような生産と生活を可能としているのが、「地域生活利益」と表現される諸機能であり、環境法学者の淡路剛久・立教大学名誉教授（以下、「淡路教授」という。）の整理によれば、①生活費代替機能、②相互扶助・共助・福祉機能、③行政代替・補完機能、④人格発展機能、⑤環境保全・自然維持機能等である（甲A第146号証）。これらの諸機能、諸条件を失うことは、まさに重大な「喪失」であり、甚大な逸失利益（財産的損害）をもたらす。

さらに、上記のような地域社会における諸条件は、長期継承性と固有性という特徴を持つものであり、そうした「かけがえのない価値」を奪われることは、そこで生活している人々に深い喪失感をもたらす。これが故郷喪失による精神的苦痛の中核をなす（甲A第267号証）。

このように、原告らが主張してきた「故郷喪失損害（故郷喪失慰謝料）」とは、地域生活利益の喪失ないし剥奪がもたらす逸失利益（財産的損害）に精神的苦痛を加えた、包括的損害を意味する。

そして、上記のような逸失利益（財産的損害）が、「故郷喪失損害（故郷喪失慰謝料）」の重大な構成要素であることからすれば、「故郷喪失損害（故郷喪失慰謝料）」の算定に当たっては、この逸失利益（財産的損害）をいかに金銭評価するかが極めて重要であり、この点は、本訴訟の重要な論点として位置づけられるべきであるといえる。しかも、地域生活利益の喪失ないし剥奪という事態がもたらしたものは、過去に前例のない未曾有の損害、かつ個別に金銭的評価を行うことが極めて困難な損害なのであって、これを正しく評価するためには、従来の法的な判断枠組みにとどまらず、経済学等の様々な知見を用いた多面的な検討が不可欠である。

本意見書は、本件事故の影響により、地域生活利益の喪失ないし剥奪による逸失利益が発生したこと（大森教授は、後述のように、「ふるさと剥奪損害」の実態を、「ふるさと」からの有形・無形の既得利益の不可逆的な消失に求める）を前提として、かかる財産的損害を、経済学的見地から貨幣的に推計することを主要な目的とするものである。

本意見書により、「避難慰謝料」とはその発生のメカニズムと内容を全く異にする、地域生活利益の喪失ないし剥奪による逸失利益の発生が、経済学的見地から説明されるとともに、かかる財産的損害（大森教授のいう「ふるさと剥奪損害」）の金銭的評価が可能であることが明らかにされている。さらに、これと区別した精神的苦痛としての「慰謝料」の額を別途算定し加算するこ

とによって、大森教授のいう「ふるさと剥奪損害+慰謝料」（これは、原告らが主張する「故郷喪失損害（故郷喪失慰謝料）」そのものである）の損害額が推計されることが示されている。

このように、本意見書は、経済学的見地から、原告らが請求する「故郷喪失損害（故郷喪失慰謝料）」の内容及びその金額の妥当性を支持するものであり、本訴訟において重大な意義を有している。

第3 「ふるさと剥奪損害」の概要

1 「ふるさと剥奪損害」の内実

- (1) 大森教授は、「ふるさと剥奪損害」の実態を、「原発事故・避難以前に被害者が享受していた『ふるさと』（農山村及び市街地における生活と生産の場）からの有形・無形の既得利益（the vested benefit）の不可逆的な消失」として捉える（本意見書2頁）。

ここにいう「『ふるさと』からの有形・無形の既得利益（the vested benefit）」とは、「ふるさと」から享受する、必ずしも貨幣価値が付与されない無償の財や用役（サービス）の提供（例えば、食料品のおすそ分けや住民同士の共同作業等）を含むものである。

これは、淡路教授が主張する、法益としての「コミュニティ生活享受権」を意味する。淡路教授の整理によれば、「コミュニティ生活享受権」は、実生活の場面において、①生活費代替機能、②相互扶助・共助・福祉機能（相互扶助機能）、③行政代行・補完機能（行政代替機能）、④人格発達機能、⑤環境保全・維持機能（環境保全機能）の5つの機能（以下、「ふるさと機能」という。）として具体化されている。

大森教授は、経済学の観点からは、上記の「ふるさと機能」は、相互に関連し、総合的かつ一体的な「地域社会の包括的な資本関係」を基礎として発揮されるものであり、いわば「地域社会の包括的な資本関係」が担う、

多元的な資本の機能の発揮として捉え直すことができる旨述べる（本意見書4頁）。すなわち、本件事故前において、人々は、このような資本関係（その意義については後述する）を利活用することにより、「ふるさと機能」と呼ばれる、様々な無償の財及び便益（食料品の自給やおすそ分け、地域内の相互扶助活動・行政代替活動・環境保全活動により調達されるサービス等）を享受していた。

ところが、本件事故と避難（住民の避難により地域の人的資本が離散する結果となった）により、「地域社会の包括的な資本関係」がその機能を維持できなくなったため、人々は、「ふるさと機能」を享受することができなくなった。その結果、人々が本件事故前に有していた「ふるさと」からの有形・無形の既得利益が剥奪され、不可逆的に消失した。大森教授は、このような事態が「ふるさと剥奪損害」である、と捉えているのである。言い換えれば、経済学的には、「ふるさと剥奪損害」とは、「地域社会の包括的な資本関係」の強いられた総体的な解体である（本意見書4頁）。

- (2) そこで、「ふるさと剥奪損害」の内実を把握するに当たっては、解体を強いられた「地域社会の包括的な資本関係」の意義（概念）が明確にされる必要がある。

大森教授は、この概念を、以下の通り、①6つの資本、②用役を含む3つの所得、③2つの財源の①～③の総和として説明する（本意見書4～5頁）。

ア そもそも、「資本」とは、果実としての各種の「所得」を産み出す源泉である。

そして、「地域社会の包括的な資本関係」とは、「自然資本」（私有されない空気、水、陽光、土壌、生物等）を基礎に、「私的物財資本」（私的に所有される有形の生産手段や労働対象等）、「社会資本」（公的に管理される施設や構築物等）、「人的資本」（個々人の持つ知識・技能・熟練等）

から構成され、それらから住民同士の関係性が織りなす「社会関係資本」(近隣の人的信頼関係や安全安心感等)、有形無形の文化財や芸術作品等の「文化資本」(祭祀における歌舞音曲を含む)が形成され付加された、6つの資本の相互連関の総体である、とされる。

これらの「資本」を源泉として、先に述べた5つの「ふるさと機能」が、果実として産み出されることとなる。

イ アの相互連関する資本総体は、各人(各経済主体)の諸資本に対する能動的な働きかけによって、個人や法人の「貨幣所得」を産み出す。さらに、この「貨幣所得」から、地域社会の資本関係の維持拡大のために租税の形で貨幣が拠出され、各自治体の「自主財源」(地方税)が形成される。それとともに、いわば外部経済効果の見返りとして、「自主財源」の不足分が、他の地域社会総体からの「外部依存財源」(地方交付税、国家支出金等)として補填される。

これらの「自主財源」「外部依存財源」は、地域社会の自然環境やコミュニティの維持、地域住民に対する各種公共サービスの提供のために支出されるものである。すなわち、これらの財源によって、「地域社会の包括的な資本関係」を維持・再生産するために要する費用が賄われ、その価値・機能が維持され、将来にわたって人々に諸利益をもたらしていた。

ウ さらに、「地域社会の包括的な資本関係」は、上記のア・イの総和に尽きるものではない。地域における日常的な人的結びつき(直接的には、「社会関係資本」や「文化資本」の維持増大と関連が深い)は、各人に、「貨幣所得」として現れない、食料品等の「おすそ分け」に代表される日常的な有形の「現物所得」をもたらすとともに、共同体内における信頼関係を深め、相互扶助活動・行政代行活動・環境保全活動など日常的な無形の「地域固有用役」をもたらしているのである。

これらの「現物所得」「地域固有用役」は、「地域社会の包括的な資本

関係」によって産み出され、人々が享受していた「ふるさと機能」の重要な構成要素である。

エ したがって、経済学的には、「ふるさと剥奪損害」とは、①6つの資本（自然資本・私的物財資本・社会資本・人的資本・社会関係資本・文化資本）、②3つの所得（貨幣所得・現物所得・地域固有用役）、③2つの財源（自主財源・外部依存財源）の①～③の有機的な連関を前提とした総和として説明される「地域社会の包括的な資本関係」が、本件事故により剥奪されたこと、すなわち強制的・総体的に解体させられたことを意味するものである。

2 「ふるさと剥奪損害」の範囲

(1) 次に、上記のように定義された「ふるさと剥奪損害」はどのように賠償されるべきか、その範囲を画することが必要となる。そこでは、本件事故により剥奪されたもののうち、金銭賠償等では原状回復がなされない一切の損失が賠償の対象とされる必要がある。

この点について、大森教授の論述の概要を整理すると、以下の通りである（本意見書5～6頁）。

ア まず、「私的物財資本」の剥奪に対する賠償は、その額の適性性に関しては議論があるものの、既に土地建物や動産類の賠償として進められている。

イ 次に、「貨幣所得」の剥奪に対する賠償についても、給与所得の賠償や営業損失の賠償として進められている。

ウ さらに、果実としての各種の「所得」を生み出す源泉たる資本である「自然資本」、「社会資本」、「人的資本」、「社会関係資本」及び「文化資本」は、所得を生み出す重要な構成要素ではあるが、「私的物財資本」と異なり、現行の個人の賠償請求で取り扱われてはいない。したがって、

現行の賠償方式でカバーできていない以上、本来であれば、これらの資本の金銭評価とその賠償が必要となる。

もつとも、これらの資本は、その活動によって、「貨幣所得」を増大させるだけでなく、「現物所得」や「地域固有用役」を増大させるという形で機能している。さらに、これらの資本によって、「自主財源」が産み出され、また、他の地域で産み出されて移転される「外部依存財源」によって補填されることによって、「現物所得」や「地域固有用役」の源泉となる資本関係の維持・再生産費が賄われている。

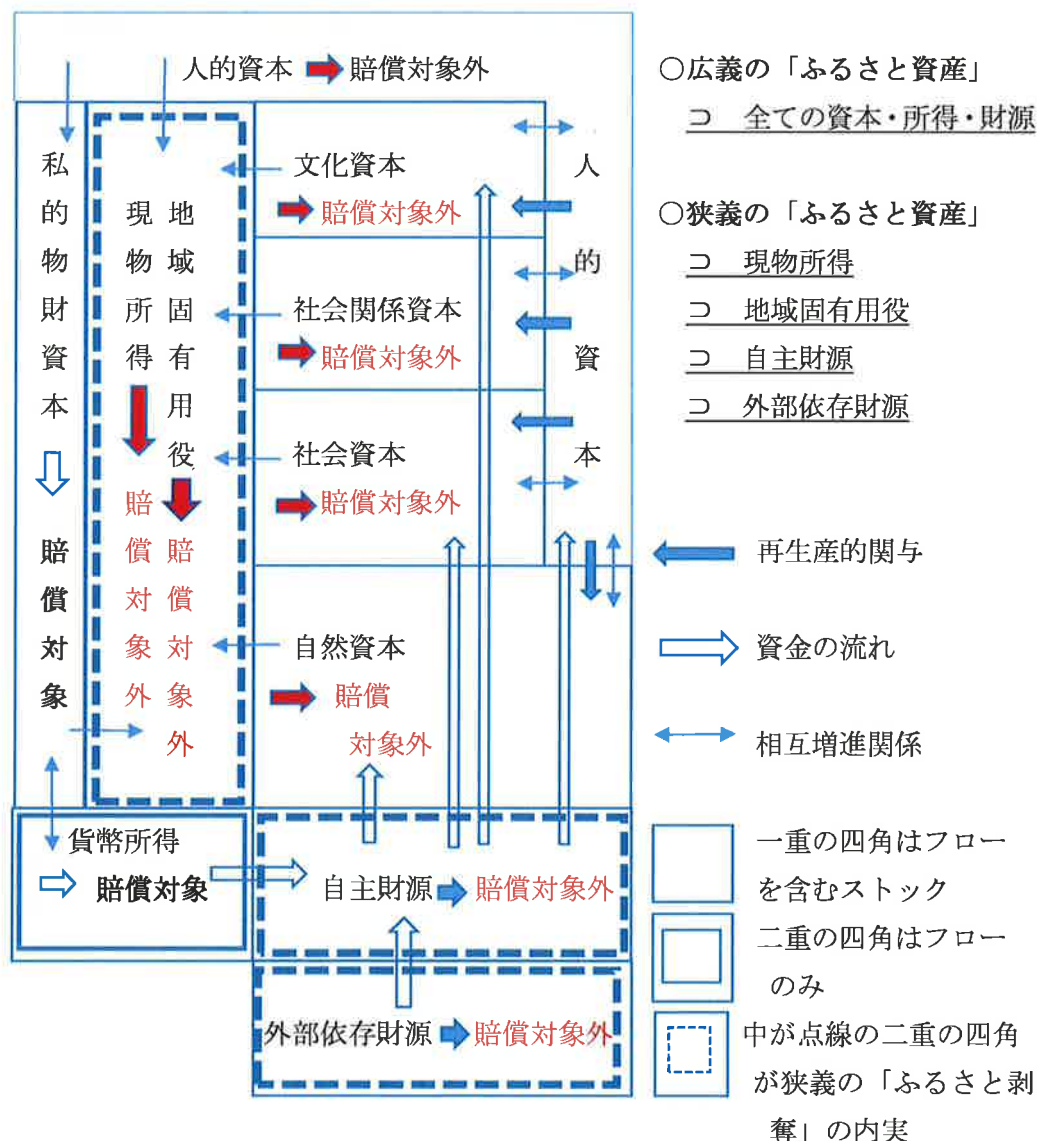
したがって、資本によって産み出された「貨幣所得」「現物所得」「地域固有用役」や、資本の再生産費たる「自主財源」「外部依存財源」を適切に金銭換算して賠償することによって、上記の各資本の剥奪は、計算上これらの数字に取り込まれて評価されることになる。

エ 他方、「現物所得」や「地域固有用役」は、現行の賠償の対象とはなっていない。また、「自主財源」や「外部依存財源」も、本件事故前は地域コミュニティの維持に振り向けられていたものであるが、本件事故と避難（人的資本の離散）により、被災者はその便益を享受することができなくなったのであるから、賠償の対象には含まれておらず、別途賠償されるべきである。

オ 結局、本件事故により賠償されるべき損害の範囲は、①（中間指針やその追補が賠償を予定する）「私的物財資本」や「貨幣所得」と、②（中間指針やその追補が対象外とする）「現物所得」「地域固有用役」「自主財源」「外部依存財源」の総和と評価することができる。そして、このうち、個別賠償の対象となる「私的物財資本」や「貨幣所得」を除く、「現物所得」「地域固有用役」「自主財源」「外部依存財源」の総和が、原告らが賠償を求めている包括的損害としての「（狭義の）ふるさと剥奪損害」というべきものである（次頁の図参照）。

ただし、主に「文化資本」によって発揮される、地域の祭祀における歌舞音曲の習得・実演や団体で行うスポーツや文化活動での熟達といった「人格発達機能」については、後に述べる通り、「現物所得」「地域固有用役」の多寡、「自主財源」「外部依存財源」の活用の多寡といった形では必ずしも現れないことから、別途評価を加えることが必要である（本意見書9頁）。

図：地域社会の包括的な資本関係の断絶による
資本価値・所得・財源の損失と賠償可能性



(2) そして、上記「現物所得」「地域固有用役」「自主財源」「外部依存財源」及び「人格発達機能」の評価額の総和によって把握される評価額は、本件事故によって剥奪された既得利益の評価額を意味することになるが、これは、「地域社会の包括的な資本関係」から年々産み出された「利子」、いわば資本からの配当というべきものである。したがって、上記の既得利益の年額を「資本還元」する（配当金や地代など譲渡可能な一定の定期所得を、背後にある一定額の貨幣資本のもたらす利子と想定し、その資本の大きさを計算する操作をいい、所得額を市場利子率で除して算出する）ことにより、人々に対して年々既得利益を産み出していた「地域社会の包括的な資本関係」それ自体の資産価値を算定することができる。

よって、既得利益としての「現物所得」「地域固有用役」「自主財源」「外部依存財源」及び「人格発達機能」の評価額の総和の年額を、法定利子率（５％）で「資本還元」する（２０を乗じる）ことによって、本件事故によって強制的・総体的に解体させられた「地域社会の包括的な資本関係」の資産価値、すなわち「ふるさと剥奪損害」の評価額を推計することが可能となる（本意見書５～６頁）。

(3) このように、大森教授の論述によって、「ふるさと剥奪損害」として賠償されるべき財産的損害は、経済学的見地から、金銭的に評価・推計可能であることが示されている。

(4) なお、このような「ふるさと剥奪損害」は、避難者が避難元に帰還したか否かにかかわらず、認められるべき損害であるとされる（本意見書８頁）。

なぜならば、本件事故と避難（人的資本の離散）に伴う「ふるさと剥奪」は、不可逆的な一回性の事態なのであり、避難指示により空白が生じた地域においては、避難指示が解除され、避難者が避難元に帰還したとしても、その地域は既に変容し、かつての「ふるさと」ではなくなっているからである。

避難元に帰還した避難者は、代替不可能な唯一財 (the only goods) としてのふるさと資産 (「地域社会の包括的資本関係」) を不可逆的に剥奪されている。そのため、事故前とは全く異なる「変容された」地域社会 (旧ふるさと) において、放射能汚染問題というマイナス状態からの生活を組み立て直さなければならないという、重大な問題に直面している。しかし、現在の帰還者 (少数で高齢者中心) は、新たに「地域社会の包括的資本関係」を構築し、新規の「ふるさと資産」を形成し、その維持拡大に努めるべき立場に立たされたとしても、それを実行できるような状況は、避難元には存在していない。

すなわち、避難者は、たとえ避難生活を終えたとしても、避難生活に伴う被害とは異なる「ふるさと剥奪損害」が、確かに発生しているのである。

3 「ふるさと剥奪損害・慰謝料」と「避難生活損害・慰謝料」の峻別

- (1) 原告らは、本件における「避難慰謝料」と「故郷喪失損害 (故郷喪失慰謝料)」は、全く別の損害項目であり、別途に損害算定をするべきことを重ねて主張してきた。

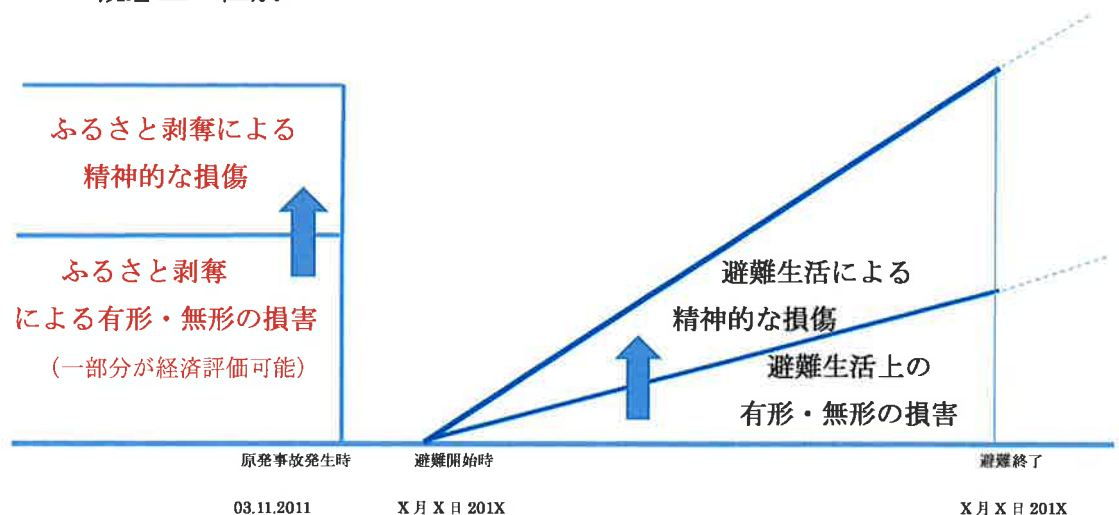
すなわち、前者は、「避難生活によって生じる日常生活阻害」であり、本件事故により新たに生じた損害であるのに対し、後者は、「地域生活によって享受する逸失利益 (財産上の損害) 及びこれによる精神的苦痛」であり、本件事故により失われたものを損害と捉える (あったものがなくなった) ものである。このように、2つの損害は、その性質において全く異なる種類の被害を表すものである。

- (2) 本意見書において、大森教授は、上記原告らの主張と同様に、「ふるさと剥奪損害」・「ふるさと剥奪慰謝料」は「避難生活損害」・「避難生活慰謝料」とは峻別された損害であることを、議論の前提として論じている。

すなわち、大森教授は、以下に図示するように、『ふるさと剥奪』によ

る有形・無形の損害（loss）とは、原発事故発生以前に被災地域住民が享受していた、『ふるさと』からの現物所得と地域固有用役の自己調達及び財政支援による調達が、避難により途絶することで発生したものであり、他方、「避難開始時点から、避難生活に伴う有形・無形の『避難生活損害』が、避難前の生活と比べた追加的な出費（expense）や業務などとして発生する」と述べ、後者の損害、いわゆる「避難生活損害」・「避難生活慰謝料」は、前者の損害、いわゆる「ふるさと剥奪損害」・「ふるさと剥奪慰謝料」とは、発生のメカニズムと内容において根本的に異なる、全く異質のものであることを指摘している（本意見書2～3頁）。

図：「ふるさと剥奪」損害（慰謝料）と
「避難生活」損害（慰謝料）の
概念上の区別



このように、「ふるさと剥奪損害」は、本件事故以前に享受していた有形無形の便益の将来にわたる剥奪、すなわち逸失利益として理解できるものであり、他方、「避難生活損害」は、本件事故とこれに伴う避難活動によって発生する追加的な出費すなわち積極損害としてとらえることができるものである。以上の説明は、通常の損害賠償の法的枠組みからも、自然に了解可能である。

第4 「ふるさと剥奪損害」の推計

1 はじめに

先に述べた通り、本意見書により、本訴訟により賠償されるべき「(狭義の) ふるさと剥奪損害」は、「現物所得」「地域固有用役」「自主財源」「外部依存財源」及び「人格発達機能」の評価額の総和(既得利益)の年額を、法定利子率5%で資本還元する(20を乗じる)ことにより推計できることが示された。

そこで、本章では、大森教授による「ふるさと剥奪損害」の具体的な推計方法について述べる。

なお、以下の方法による推計値は、被災者へのアンケート調査によって、その妥当性が支持されている。

すなわち、首都圏から被災農山村へと移住した被災者が、年間平均約93万円の所得減少を伴っているにもかかわらず、あえて移住を選択し、その移住に満足していることからすれば、本件事故前に被災者が「ふるさと」から得られていた有形無形の既得利益の価値は、年額約93万円に相当するものと考えられる。そして、かかる推計値は、以下で述べる方法による推計値の過小性を示唆しているという結果が得られている(本意見書備考参照)。

2 対象地区の分類(本意見書6～7頁)

まず、大森教授は、被災の程度の重い福島県内12市町村を、「ふるさと機能」が発揮される形態の違いから、ふるさと機能農山村自治体(第1次産業生産額比率2%以上)と市街化自治体(同2%未満)に分ける。さらに、両自治体との比較対象地として、主要な避難地とされた都市部自治体(福島市、いわき市、郡山市)を選定する。

そして、「ふるさと剥奪損害」の推計の対象とする被災地区を、以下のよ

うに区分する。

なお、上記の都市部自治体は、以下で述べる推計値を検証するための「比較対象」として選定したに過ぎず、これら都市部自治体からの避難者を、本意見書の射程から外すものではない。すなわち、避難元における地域社会の包括的資本関係から切り離され、ふるさと機能を享受できなくなったという実態には異なるところはないことから、本意見書による被災地区の地区区分は、少なくとも、都市部自治体を含む福島全域に適用可能である、とされる（本意見書6頁）。したがって、福島県内の上記12市町村以外の市町村についても、以下の分類に基づいて「ふるさと剥奪損害」の推計が可能である。

- (Ⅰ) 農山村自治体内の住民（農山村地区住民）
- (Ⅱ) 市街化自治体内の農山村地区住民
- (Ⅲ) 市街化自治体内の市街化地区住民
- (Ⅳ) 市街化自治体内の「農山村ふるさと機能」多享受型市街化地区住民
- (Ⅴ) 市街化自治体内の「市街地ふるさと機能」多享受型市街化地区住民

3 「現物所得」と「地域固有用役」の推計値（本意見書7～8頁）

次に、大森教授は、各種統計データに基づき、「ふるさと機能」がいずれもいかに発揮されていた農山村自治体の農山村地区住民において、「現物所得」と「地域固有用役」を享受していたことにより、福島市勤労者の年間消費支出額から、どの程度の節約が可能であったかを、大森教授による被災者のヒアリング調査とこれまでの農山村調査の経験を基に推計した。

その結果、①農山村自治体住民の自己調達による現物所得に置き換え可能な費目の合計額として年間約9.1万円、②農山村自治体住民の井戸や簡易水道及び浄化槽や集落排水施設などにより節約可能な支出（上下水道料金）として年間約1.2万円、近隣による相互扶助により節約可能な支出（保健医療サービス）として年間約1.0万円、③農山村住民による無償の共同作

業への出役の賃金相当額として年間約17.9万円を導き出した。

以上①②③の合計額である年額約30万円が、「現物所得」と「地域固有用役」の享受による節約分、すなわち「現物所得」と「地域固有用役」を金銭評価した場合の推計値となる。

なお、この推計値は、経済学者であるK.W.カップの「エミュレーション理論」を参照して導かれる、「相対的に低所得の被災農山村自治体住民は、福島県主要都市との貨幣所得格差を、現物所得と地域固有用役（人格発達用役を除く）で補填し、実質所得の均等を実現している」という抽象的な命題により得られる算定値（両者の所得格差約30万円）とも整合しており、その妥当性が補強されている（本意見書補足説明7）。

4 「ふるさと剥奪損害」の推計（本意見書8～11頁）

(1) 農山村自治体内の住民（第2項のI）

ア 推計値

農山村自治体において、本件事故により剥奪された「現物所得」と「地域固有用役」の推計値は、上記の通り、年額約30万円である。

また、農山村自治体住民に仕向けられ、「現物所得」「地域固有用役」の再生産を確保していた財源は、「自主財源」が1人当たり年額約6万円（年額約11万円のうち、民生・産業支援・教育への歳出が総歳出に占める割合である58%）であり、「外部依存財源」が年額約17万円（総額約38万円を個人所得に対する民間企業及び公的企業の所得の割合で按分した約8割分、約30万円の58%）である。

したがって、上記合計、年額約53万円が、本件事故と避難により剥奪された既得利益であり、これを法定利子率5%で資本還元する（20を乗じる）と、農山村自治体の住民の1人当たりの「ふるさと剥奪損害」の金額は約1060万円と推計される（本意見書8頁）。

イ 「人格発達機能」の推計値の加算（本意見書9頁）

先に述べた通り、淡路教授のいう5つの「ふるさと機能」のうち、「人格発達機能」については、農山村自治体においても、市街化自治体あるいは主要都市においても、ほぼ同様に発揮されていたと考えられる。

その一部分は、人格発達機能を担う地域住民活動の場（社会・文化施設）の確保や活動にかかる経費として、「自主財源」や「外部依存財源」によって賄われていたと考えられる。しかしながら、そのかなりの部分は、個々人が参加する祭祀での芸能や文化活動のスキル等、社会・文化施設に依存しない、無償の自発的・集団的な活動であるから、「自主財源」「外部依存財源」の活用によってもたらされるものではなく、「現物所得」や「地域固有用役」による補填（すなわち消費支出における節約額や地域社会維持のための出役の多少）として現れるものでもない。

したがって、「人格発達機能」の評価については、上記アの貨幣評価からは遺漏することとなり、別途の算定が必要となる。

そこで、被災者へのアンケート調査に基づき、人格発達機能の貨幣評価を行うと、「現物所得」と「地域固有用役」に現れる）他の4機能の貨幣評価合計の約3分の1に相当することから、「人格発達機能」の評価額は、年額約10万円（この部分を資本還元すると約200万円）と推計される（本意見書補足説明9）。

上記を加算すると、農山村自治体内の住民の1人当たりの「ふるさと剥奪損害」の金額は、約1260万円と推計されることとなる。

(2) 市街化自治体内の農山村地区住民（第2項のⅡ）

市街化自治体内の農山村地区住民についても、農山村自治体内の住民と同様に、「ふるさと機能」が発揮され、現物所得や地域固有用役を享受

していた。

したがって、まず、本件事故により剥奪された「現物所得」と「地域固有用役」の推計値の年額約 30 万円を見積もることができる。

また、市街化自治体の住民 1 人当たりの「自主財源」は年額約 16 万円（年額約 29 万円のうち、民生・産業支援・教育への歳出が総歳出に占める割合である 56%）、「外部依存財源」は年額約 12 万円（総額約 36 万円を個人所得に対する民間企業及び公的企業の所得の割合で按分した約 6 割分、約 22 万円の 56%）である。

したがって、上記合計、年額約 58 万円が、本件事故と避難により剥奪された既得利益であり、これを法定利子率 5%で資本還元する（20 を乗じる）と、市街化自治体の農山村地区住民の 1 人当たりの「ふるさと剥奪損害」の金額は約 1160 万円と推計される（本意見書 9 頁）。

さらに、市街化自治体においても、人格発達機能は農山村自治体とほぼ同様に発揮されていたと考えられることから、その推計額年間約 10 万円（資本還元すると約 200 万円）を加算すると、1 人当たりの「ふるさと剥奪損害」の金額は、約 1360 万円と推計されることとなる。

(3) 市街化自治体内の市街化地区住民（第 2 項のⅢ～Ⅴ）

ア 一般的な市街化地区住民（Ⅲ）

市街化自治体内の市街化地区住民について、農山村地域を起源とする「コミュニティ（ふるさと機能）」からの現物所得や地域固有用役の享受がほとんどないと「仮定」した場合、市街地の地域社会に固有の用役（社会資本用役や文化資本用役、公共サービスなど）の再生産費である「自主財源」年額約 29 万円、「外部依存財源」年額約 22 万円の合計、年額約 51 万円のうち、民生・産業支援・教育への歳出が総歳出に占める割合である 56%の約 29 万円のみが、本件事故と避難により剥奪さ

れた既得利益となる。

これを法定利子率5%で資本還元する（20を乗じる）と、市街化自治体内の市街化地区住民の1人当たりの「ふるさと剥奪損害」の金額は、約580万円と推計され、人格発達機能の推計額年間約10万円（資本還元すると約200万円）を加算すると、1人当たりの「ふるさと剥奪損害」の金額は、約780万円と推計される（本意見書10頁）。

イ 「農山村ふるさと機能」多享受型市街化地区住民（Ⅳ）

実際には、市街化自治体内の市街化地区においても、「農山村ふるさと」機能を多大に享受できる住民が存在する。

このような住民については、アの推計値に、「現物所得」と「地域固有用役」の推計値年額約30万円を上限として、下記の①～⑥の各要素を享受する度合いに応じた加算を行うべきであるとされる。具体的には、年額約30万円を基準として、当該住民が6つの要素のうちいくつかの要素を享受していたのかという割合に応じて、推計値を算出することとなる。例えば、6つの要素のうち4つを享受している住民の場合、 $30\text{万円} \times 1/6 \times 4 = 20\text{万円}$ を法定利子率5%で資本還元した（20を乗じる）400万円を、アの推計値780万円に加えた、1180万円となる（本意見書10頁）。

記

- ① 農山村地区住民との地縁および血縁関係の濃淡による農産物などの自給（生活費節約機能）
- ② 地縁・血縁関係の濃淡による農山村地区での相互扶助活動への参画
- ③ 行政代替活動への参画
- ④ 人格発達活動への参画
- ⑤ 環境保全活動への参画
- ⑥ 農山村地区を支援する職業やボランティア活動への従事

ウ 「市街地ふるさと機能」多享受型市街化地区住民（V）

また、市街化自治体内の市街化地区においても、農山村地区住民と同様に、当該地区に固有の用役を相互に自己調達し、地域独自のコミュニティ機能を多大に享受できる住民が相当数存在する。

このような住民については、アの推計値に、「現物所得」と「地域固有用役」の推計値年額約30万円を上限として、下記の①～⑤の各要素を享受する度合いに応じた加算を行うべきであるとされる。具体的には、年額約30万円を基準として、当該住民が5つの要素のうちいくつかの要素を享受していたのかという割合に応じて、推計値を算出することとなる。例えば、5つの要素のうち4つを享受している住民の場合、 $30\text{万円} \times 1/5 \times 4 = 24\text{万円}$ を法定利子率5%で資本還元した（20を乗じる）480万円を、アの推計値780万円に加えた、1260万円となる（本意見書11頁）。

記

- ① 市街化地域独自の相互扶助（商店街における隣近所の子育て・介護の協力）の実施
- ② 行政代替活動（共同防犯防災活動）の実施
- ③ 人格発達活動（伝統的な祭祀、スポーツ大会）への参画
- ④ 環境保全活動（清掃・美化・植栽街路樹保護）への参画
- ⑤ 農山村生産・生活支援業務（農業団体や農家への無償の資材・労力の提供

第5 「ふるさと剥奪慰謝料」の推計（本意見書12～13頁）

大森教授は、第4により推計した「ふるさと剥奪損害」の損害額を基準として、医療事故における逸失所得（生涯賃金から求めた年間平均賃金に、平均年齢から平均退職年までの年数を乗じた金額）と慰謝料の関係から、

その相対比率（約 24%）を導き出すことにより、逸失利益分を度外視した、精神的な損傷それ自身、いわゆる「（純粹）慰謝料」の金額を推計する（ただし、上記の推計には、原因者である被告の過失性や被害者の回避困難性等の事情は考慮されていない）。

上記の議論は、「ふるさと剥奪損害」は、医療事故における逸失所得（逸失利益）に対応するものであって、これとは別に、医療事故における慰謝料に対応する、精神的苦痛への賠償がなされるべきであることを前提としている。

そして、第4で述べた「ふるさと剥奪損害」の推計値と、これに相対比率（0.24）を乗ずることで算出される「慰謝料」の推計値を合算することによって、「ふるさと剥奪損害」を基礎とする「ふるさと剥奪損害+慰謝料」の金額を推計することができる、としている。

このような大森教授の論述は、「故郷喪失損害」とは、地域生活利益の喪失ないし剥奪がもたらす逸失利益（財産的損害）に精神的苦痛を加えたものである、としてきた原告らの主張の枠組みに沿うものであり、本訴訟において、大いに参照されるべきである。

なお、以上の推計によれば、福島県全域の被災者1人当たりの「ふるさと剥奪損害+慰謝料」の金額は、少なくとも、約1000万円から約1700万円の範囲にあるとされるところ、本意見書は、経済学的見地による損害推計の一例を示したものであって、推計値以上の損害が発生していないことを示すものではない。他方、本意見書における「ふるさと剥奪慰謝料」の推計では、被告の過失の重大性や悪質性、被害者の回避困難性といった、慰謝料を増額すべき事由については一切考慮されていないことも踏まえれば、本意見書は、原告らが故郷喪失損害（慰謝料）として請求している「1人当たり2000万円」という金額が、経済学的見地から導き出され得る損害評価額と比較しても妥当なものであることを明らかにした、ということができる。

第6 主要な関連論考と本意見書の位置づけ

1 大森教授の従前の関連論考

大森教授は、自身の論考「原発事故被災地域の被害・救済・復興」（「大震災に学ぶ社会科学第5巻：被害・費用の包括的把握」第3章・81頁以下）において、以下のとおり述べる（甲A第633号証）。

まず、原発事故の被害と救済の実態を把握するための分析の枠組みとして、「地域社会を構成する資源・資本群」の総体、つまり地域社会における包括的な資源・資本を把握する（同書84頁）。

そして、原発事故は、相互に連鎖し連関する資本群に対して、まず自然資本である近隣の山林や河川・湖沼をセシウムなどの放射性物質で汚染し、同時に、また自然資本から継続的に、社会資本及び物的資本へと汚染を伝播させ、人的資本の有休化を引き起こしたこと、地域社会の人的資本と家族や親族の人的資本に対して、既存の（あるいは応急の）社会的最低限の汚染基準に即して、避難による生産現場からの分離・離散を余儀なくさせ、社会関係資本との相互促進的な劣化（協同組織などの社会関係資本の地域社会からの分離・離散、消滅）を余儀なくさせたこと、について指摘する（同書85～87頁）。

本意見書は、この論考の考え方が基になったものである。

2 環境経済学者・植田和弘教授の論考

環境経済学の第一人者である植田和弘・京都大学名誉教授（以下「植田教授」という。）は、「持続可能な発展から見た被害評価」（「大震災に学ぶ社会科学第5巻：被害・費用の包括的把握」序章・1頁以下）において、以下のとおり述べる（甲A第634号証）。

まず、植田教授は、本件事故に伴う損害賠償のあり方をめぐっては、個々

の交換価値についての賠償にとどまらず、生業の場の破壊や安全なコミュニティの喪失などの事態から、被災者の生活を再建するための補償とはいかにあるべきかという新たな問題が提起されることになる」と述べる（同書5頁）。そして、「被災者の生活再建を図るには、生活の基盤となる環境の被害に対する補償がなされなければならない」のであって、「顕在化している被害に対して補償するだけでなく、その背後にある連関構造や基底にある広い意味での環境の再生を図るものでなければならない」ことを指摘する（同書6頁）。

その上で、植田教授は、現代環境法の基本理念ないし法原則である「持続可能な発展」という概念に基づき、被災者の生活再建への取り組み方について根拠づける理論的枠組みを、次のように説明する（同書9～12頁）。

すなわち、「持続可能な経済発展」とは、「1人当たりの福祉（良き生き方）が持続的に向上していくこと」をいうところ、福祉は「構成要素」（経済発展の結果として得られた、健康、幸福といった生活の質そのもの）と「決定要因」（生活の質を決める財・サービスをつくり出す生産的基盤。自然資本、人工資本、人的資本、知識といった各種の「資本資産」と、資本を維持・管理・利用する地域社会関係などの「制度」とで構成される）とに分けられる。そして、本件事故に伴う環境被害は、福祉の「構成要素」に対する被害（健康や幸福が直接的に阻害されること）と、福祉の「決定要因」に対する被害（健康や幸福を生み出すはずの生産的基盤が壊されること）とに区分して理解することができる。したがって、被害に対する損害賠償は、福祉の「構成要素」の被害に対する金銭的補償と生活再建措置を行うと同時に、福祉の「決定要因」の被害に対する補償、すなわち劣化した生産的基盤としての各種資本資産に対する投資、機能の弱った制度の再構築に対する支援として取り組まなければならない、とする。

以上の論考によれば、植田教授は、本件事故による被害を、各種の資本資

産や、これを維持・管理・利用する地域社会関係が破壊され、これにより人々の生活の質の低下がもたらされたことにあると捉えている、と理解することができる。

本意見書も、「地域社会の包括的な資本関係」という生産的基盤が破壊されたことにより、そこから生み出される有形・無形の既得利益の不可逆的消失がもたらされたことを議論の中枢に置くものである。

このように、本意見書の論証の枠組みは、植田教授の論考によって、その妥当性が補強されているものといえる。

3 環境経済学者・寺西俊一教授の論考

寺西俊一・一橋大学名誉教授は、「福島原発事故の影響・被害と経済的評価」（「大震災に学ぶ社会科学第5巻：被害・費用の包括的把握」第1章・19頁以下）において、以下のとおり述べる（甲A第635号証）。

まず、寺西教授は、福島原発事故に伴う影響や被害に対する経済的評価のあり方として、「事故前」に何らかの形でプラス（positive）の意味ないし価値をもって存在していた対象が「事故後」において失われた場合に当てはまる概念である「損失」と、「事故前」にはなかったが、「事故後」において新たに発生してくる「出費」という2つの概念を、理論的に区別すべきであると述べる（同書39頁）。さらに、そのことを前提に、福島原発事故の発生以前（事故前）と発生以降（事故後）を丁寧に比較し、各種の「損失」と「出費」がどのような形で発生しているかを検討することが必要であることを指摘する（同書39頁）。

このように、寺西教授は、大森教授と同様、本件事故に伴う影響や被害を、「損失」と「出費」という2つの概念で明確に区別して理解すべきことを指摘しており、かかる論考は、「ふるさと剥奪損害」と「避難生活損害」とを峻別する大森教授の見解を補強するものとして参照されるべきである。

また、寺西教授は、福島原発事故に伴う影響と被害に対する経済的評価のあり方をめぐっては、各種の「損失」「出費」のうち、「貨幣的損失」「貨幣的出費」が金銭賠償の対象とされるべきなのは当然のこと、そこには含まれない「非貨幣的損失」や「非貨幣的出費」の経済的評価については、慎重な吟味が必要であることを指摘する（同書41～45頁）。そして、それらのいわば「擬制的貨幣評価額」は、経済的評価の1つのあり方としてきわめて重要な意味を持っており、その正当性は、①目的の妥当性、②方法の適合性、③政策的な有効性、④社会的な受容性、などの諸条件に照らして吟味されるべきであると述べる（同書42頁）。

本意見書も、このような観点から、本件事故と避難により剥奪された既得利益の「擬制的貨幣評価」を行うことによって、「ふるさと剥奪損害」の推計を試みるものであるといえる。

4 環境経済学者・吉田文和教授の論考

吉田文和・愛知学院大学経済学部教授、北海道大学名誉教授（以下「吉田教授」という。）は、「ケイパビリティ・アプローチに基づく原発事故の被害評価」（「大震災に学ぶ社会科学第5巻：被害・費用の包括的把握」第4章・119頁以下）において、以下のとおり述べる（甲A第636号証）。

吉田教授は、経済学者であるアマルティア・センの提案であるケイパビリティ・アプローチ（潜在能力論）を用いて、本件事故による被害の経済学的評価を試みる。

ケイパビリティ・アプローチによれば、ある人が「よい生き方」をしているかどうかは、財の所有状態では十分に判断できず、その財をどう使うことができるかという「ケイパビリティ（潜在能力）」に注目し、各個人の自由と権利がどのように保障され、あるいは剥奪され、リスクにさらされているかを見る必要がある（同書119～120頁）。すなわち、ある人が「よい

生き方」をしているかどうかは、その人が様々な機能を達成しているかという側面と、選択の幅などの自由をもっているかという側面とで判断され、後者の、個人の達成しうる機能の様々な組み合わせ、あり方が「潜在能力」と定義される（同書123頁）。

これを踏まえて、吉田教授は、その「潜在能力」が剥奪されるという視点から、公害によって奪われた個人の具体的機能や自由は何であったかを分析することが、被害と対策を考えるうえで不可欠となる、と述べるのである（同書123頁）。

そして、被害者の補償と全面救済のためには、「健康被害による収入減少や医療費の補償などの金銭的補償にとどまらず、失われた潜在能力の機能の回復と補償が必要」であり、そこには、「被害者の『生活の質』向上とそれを支える地域再生の課題が連なっている」ことを指摘する（同書134頁）。

本意見書も、本件事故の影響により、何が剥奪され、それによってどのような機能や自由が消失したのかという点に着目して、本件事故による損害の内実を捉えようとしたものである。

このように、本意見書の論証の枠組みは、吉田教授の論考によってその妥当性が補強されているものといえる。

5 環境経済学者・除本理史教授の最新の論考

除本教授は、『『ふるさとの喪失』被害とその回復措置』（「原発事故被害回復の法と政策」88頁以下）において、以下のとおり述べる（甲A第637号証）。

まず、除本教授は、「ふるさと喪失」被害とは、避難元の地域にあった生産・生活の諸条件を失ったことを意味するところ、この生産・生活の諸条件の内容は、大森教授による「地域社会を構成する資源・資本群の総体」、すなわち地域社会の包括的な資本関係という概念により整理されることに

言及する（同書89～90頁）。

その上で、このような「ふるさと喪失」被害の大きな特徴は、不可逆的で代替不能な「絶対的損失」という点にあり、この絶対的損失に対する償いが「ふるさと喪失の慰謝料」であること、これは、精神的苦痛に対する狭義の慰謝料にとどまるものではなく、「ふるさと喪失」被害のうち、復興政策と金銭賠償では原状回復の困難な、あらゆる被害に対する償いと捉えるべきであることを述べる（同書93頁）。

すなわち、「ふるさと喪失の慰謝料」は、ただちには貨幣的損失としてあらわれないが地域住民にとって重要な意味を持っていた経済的・財産的利益への償いを含む「包括慰謝料」（被害の一部についての「包括請求」）を意味することになる。

さらに、生産・生活の諸条件を構成する各要素は、単体ではなく、複合的に組み合わさり一体となって機能していたことからすれば、本件事故被害は、個別の要素に分解して損害評価をしても完全に汲みつくせるわけではなく、大森教授が「地域社会の包括的資本関係」という概念を用いて論じたような、包括的・総体的な損害把握が不可欠であることを指摘する（同書94頁）。

そして、地域における生産・生活の諸条件は、人々の営みによって蓄積されてきたストックであり、原発事故が起きなければ、それらは再生産され維持されて、将来にわたって包括的生活利益を住民にもたらすはずであったことから、「ふるさと喪失の慰謝料」には、このような期待利益の逸失分の現在価値を含むべきであると述べ、その定量的評価についても検討を進めることが今後の課題であると述べる（同書97頁）。

このような、除本教授のいう「ふるさと喪失の慰謝料」の定量的評価を説得的に論じたのが、本意見書であるといえる（同頁・注27参照）。

また、除本教授による同様の論考は、判例時報2375・2376合併

号の241頁以下に掲載された論文「福島原発事故による『ふるさとの喪失』をどう償うべきか—司法に問われる役割」でも論じられている（甲A第638号証）。同論文においても、除本教授は、「ふるさと喪失の慰謝料」は精神的苦痛に対する狭義の慰謝料にとどまるものではなく、復興政策と金銭賠償では原状回復の困難な、一切の絶対的損失に対する償いとして位置づけられるべきであり、そこでは各種の資本・資源が複合的に組み合わさり一体となって機能していた地域における生産・生活の諸条件が失われたことによる期待利益の逸失分の価値が含まれるべきであることを指摘している。

このような除本教授の論考は、大森教授による本意見書の論証の枠組みを支持するものといえることができる。

なお、後述するように、吉村良一教授は、精神的苦痛に対する狭義の慰謝料にとどまらないことを明確にするため、「ふるさと喪失慰謝料」ではなく「ふるさと喪失損害」という表現を用いるべきであると述べるところ、除本教授も、このような指摘には賛同している（同書245頁）。

6 環境法学者・吉村良一教授の最新の論考

吉村良一・立命館大学大学院法務研究科特任教授（以下「吉村教授」という。）は、「原発事故における『ふるさと喪失損害』の賠償」（立命館法学2018年第2号223頁以下）において、以下のとおり述べる（甲A第639号証）。

「本件事故の場合、発生した被害を包括的に総体として把握し、それぞれについて制度的・政策的措置、金銭的評価が可能なし比較的容易な損害に対する賠償を別途算定し、それでは救済されない損害（精神的損害だけではなく有形無形の多様な、そして、個別的な算定が困難な財産的損害を含む）を「ふるさと喪失損害」としてとらえ、ここの部分で、従来の公害等におい

て「包括慰謝料」として認められてきた損害額算定の考え方を生かすという方法が、より、自覚的に追及されて良いのではないか。そうすると、「ふるさと喪失慰謝料」という表現ではなく「ふるさと喪失損害」という方が、正確な表現ということになるだろう。そして、そこには、ふるさとを失ったことによる喪失感、ふるさとで展開されてきた（事故がなければ今後も展開されていったであろう）人格的な利益の侵害に対する（狭義の）慰謝料と、ふるさとでの生活を支えてきた様々な有形無形の財産的利益のうち、個別的な算定が困難なものが含まれることになる。」（同書243～244頁）

このような吉村教授の論考も、「ふるさと剥奪損害」を、賠償の対象外とされる有形・無形の既得利益の不可逆的な消失という財産的損害として捉え、これに精神的苦痛（狭義の慰謝料）を加えたものが「ふるさと剥奪慰謝料」であるとする、本意見書の論証の枠組みを支持し、その妥当性を補強するものである。

以上